# 容器包装に係る分別収集及び再商品化の 促進等に関する法律に基づく 市町村分別収集計画

(令和2年度~令和6年度)

令和元年6月

久喜宮代衛生組合

# 久喜宮代衛生組合分別収集計画

令和元年6月18日

# 1 計画策定の意義

環境問題が多くの人々の耳目を集めている今日、これまでの高度経済期を支えてきた生活モデルである「大量生産・大量消費・大量廃棄」から、廃棄物の発生抑制、焼却や埋立て等による環境負荷の低減、そして限りある資源を有効活用する、いわゆる「循環型社会」への転換が必要であることは、これまでも各方面において言及されているとおりである。そしてその「循環型社会」の形成に当っては、社会を構成する各主体が、それぞれの立場においてその役割を自覚し、担っていくことが重要である。

これらを踏まえつつ、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集・資源化を推進して焼却量と最終処分量を削減することを目的に、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確化し、そして相互に連携をして取り組むべき方針及びその推進方策を示すものである。

本計画により、容器包装廃棄物の 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進と共に、資源の有効利用、そして廃棄物量の低減による最終処分場の延命化が図られることで、「循環型社会」の形成に寄与するものである。

# 2 基本的方向

本計画を実施するに当っての基本的方向は、以下のとおりとする。

- ・住民・事業者・行政の協働によるごみの減量の推進
- ・分別の徹底による焼却量及び最終処分量の削減と資源の有効活用
- ・安全で安心な廃棄物処理による環境負荷の抑制

#### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

# 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2 年度	3年度	4 年度	5 年度	6 年度
容器包装廃棄物	8,175	8,139	8,102	8,066	8,030

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

下記の方策を実施することで、容器包装廃棄物の排出抑制を図るものとする。なおその実施にあたっては、住民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

#### ・ 広報紙の発行及びホームページ等の充実

広報紙「衛生組合だより」の年4回発行(全戸配布)やインターネットにおける 衛生組合ホームページ及びスマートフォン用アプリにより、衛生組合の取り組みや 各種情報を、管内住民や事業者に提供する。

#### ・施設見学の受入れ及び各種イベントへの参加

学校や町会などの施設見学会の受け入れにより、衛生組合におけるごみ処理についての啓発を行う。また、衛生組合構成市町のイベントを通じ、発生抑制・排出抑制・再使用についての広報活動を行う。

#### ・ノーレジ袋月間事業

平成 16 年度から実施している「ノーレジ袋月間」事業を推進することで、事業者においては簡易包装の推進し、排出されるレジ袋の抑制を図る。

#### • 資源集団回収事業報償金交付制度

資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とし、管内 に住所を有する営利を目的としない団体を対象に、活動実績に応じて報償金を交付 する。

#### 廃棄物減量等推進員制度

分別徹底のための住民への協力要請やごみ集積所の清潔保持の指導、ごみの減量及 び資源化について、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。) を設置し、地域住民と行政とをつなぐ「地域のリーダー」としての役割を期待するも のとする。

# 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の老朽化及び構成市町である久喜市及び宮代町の一般廃棄物(ごみ) 処理基本計画等を総合的に勘案し、分別主集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄の ように定める。

また、管内住民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集を	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製主としてアルミ製の		
主として ガラス製の 容器 主としてポリエチレン あって飲料、しょうに	びん・缶・ペットボトル	
主として紙製の容器 (原材料としてアルく。)	飲料用紙パック	
主として段ボール製	段ボール	
主としてプラスチッ のもの	プラスチック	

# 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(法第8条第2項第4号)										
	2 年度		3年度		4年度		5 年度		6 年度	
主としてスチー ル製の容器	155t		154t		153t		152t		151t	
主としてアルミ 製の容器	263t		262t		261t		260t		259t	
無色のガラス製	(合計) <b>336t</b>		(合計) <b>335t</b>		(合計) <b>334t</b>		(合計) <b>333t</b>		(合計) <b>332</b> t	
容器	(引渡量) <b>Ot</b>	(独自処理量) 336t	(引渡量) <b>Ot</b>	(独自処理量) <b>335t</b>	(引渡量) Ot	(独自処理量) <b>334t</b>	(引渡量) Ot	(独自処理量) 333t	(引渡量) Ot	(独自処理量) 332t
茶色のガラス製	(合計) 318t		(合計) 317t		(合計) <b>316t</b>		(合計) <b>315t</b>		(合計) 314t	
容器	(引渡量) 318t	(独自処理量) <b>Ot</b>	(引渡量) 317t	(独自処理量) Ot	(引渡量) <b>316t</b>	(独自処理量) Ot	<sup>(引渡量)</sup> 315t	(独自処理量) Ot	314t	(独自処理量) <b>Ot</b>
その他のガラス		'6t	(合 <b>17</b>	5t	17	計) '4t		計) '3t	17	計) '2t
製容器	176t	(独自処理量) Ot	175t	(独自処理量) Ot	(引渡量) 174t	(独自処理量) Ot	<sup>(引渡量)</sup> 173t	(独自処理量) Ot	172t	(独自処理量) Ot
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4	9t	4	9t	4	9t	4	9t	48	9t
主として段ボー ル製の容器	1,0	89t	1,0	84t	1,0	79t	1,0	74t	1,0	69t
主として紙製の容器であって上記以	(合 C	計) It	(合 C	計) It		計) It		計) It	(合 <b>0</b>	計) t
外のもの	(引渡量) <b>Ot</b>	(独自処理量) Ot	(引渡量) <b>Ot</b>	(独自処理量) Ot	(引渡量) Ot	(独自処理量) Ot	<sup>(引渡量)</sup> Ot	(独自処理量) Ot	(引渡量) Ot	(独自処理量) <b>Ot</b>
主としてポリエチ レンテレフタレー ト (PET) 製の容器 であって飲料又は しょうゆその他主	69	)1t	688t		68	35t	68	32t	67	'9t
務大臣が定める商 品を充てんするた めのもの	(引渡量) 182t	(独自処理量) <b>509t</b>	(引渡量) 181t	(独自処理量) <b>507</b> t	180t	(独自処理量) <b>505</b> t	179t	(独自処理量) <b>503t</b>	178t	(独自処理量) 501t
主としてプラスチック製の容器	(合 <b>3,0</b>	計) <b>95</b> t	(合 3,0	計) <b>81t</b>		計) <b>67</b> t		計) <b>53</b> t		計) <b>39</b> t
包装であって上 記以外のもの	(引渡量) 3,095t	(独自処理量) Ot	(引渡量) 3,081t	(独自処理量) Ot	(引渡量) 3,067t	(独自処理量) Ot	(引渡量) 3,053t	(独自処理量) Ot	(引渡量) 3,039t	(独自処理量) Ot
うち		計) It		計) It		計) <b>)</b> t		計) It	(合 0	
白色トレイ	(引渡量) <b>Ot</b>	(独自処理量)) <b>Ot</b>	(引渡量) <b>Ot</b>	(独自処理量)) <b>Ot</b>	(引渡量) Ot	(独自処理量 <b>)</b> ) <b>Ot</b>	(引渡量) Ot	(独自処理量)) <b>Ot</b>	(引渡量) Ot	(独自処理量)) <b>Ot</b>

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込 みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に、当該年度の人口変動率(下記参照)を乗じて算出するものとする。

#### 久喜市

	2 年度	3年度	4年度	5 年度	6 年度
管内人口 予測 (単位:人)	149,728	148,993	148,257	147,522	146,786
対前年度 人口変動率 (単位:%)	99.63%	99.51%	99.51%	99.50%	99.50%

#### 宮代町

	2 年度	3年度	4年度	5年度	6年度
管内人口 予測 (単位:人)	33,249	33,147	33,046	32,944	32,842
対前年度 人口変動率 (単位:%)	99.91%	99.69%	99.70%	99.69%	99.69%

各清掃センターによる収集・運搬・選別・保管等の各々の段階での業務の実施者については、下表のとおり定める。

なお、資源集団回収事業として現在小中学校 PTA や地区子供会等が実施しているもののうち、本計画対象品目分については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

Ź	ぶ器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・圧縮	保管	
金	スチール製容器				資源回収委託業	
属	アルミ製容器	びん・缶・	資源回収委	託業者及び	者又は許可事業	
ガ	ガラス製容器 (無色)	ペットボトル	許可事業者	が定期回収	者がそれぞれ選	
ラ	ガラス製容器 (茶色)		を行う		別、保管等を行	
ス	ガラス製容器(その他)				う※	
紙	飲料用紙容器	飲料用 紙パック	資源回収委託業者及び 集団回収実施団体又は 許可事業者が定期回収 を行う		資源回収委託業 者及び集団回収 実施団体又は許	
類	段ボール	段ボール			可事業者がそれ ぞれ選別、保管 等を行う	
プラス	ペットボトル	びん・缶・ ペットボトル		託業者及び が定期回収	資源回収委託業 者又は許可事業 者がそれぞれ選	
チック	プラスチック製容器包 装	プラスチック	を行う		別、保管等を行う	

※久喜市栗橋地区、鷲宮地区から発生するスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)については、八甫清掃センターにおいて選別・圧縮、保管をする。

# 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別基準適合物の選別・保管については、久喜市栗橋地区、鷲宮地区から発生するスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)を除き、衛生組合と業務委託契約を締結する民間施設において行う。久喜市栗橋地区、鷲宮地区から発生するスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)については、八甫清掃センターにおいて選別・圧縮、保管をする。

また、衛生組合における施設の整備については、構成市町である久喜市及び宮代町の「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」と整合性を図りつつ実施することとする。

# 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・容器包装廃棄物の分別収集を効率的に進めていくためには、排出時における分別の実施が重要な課題の一つであると考える。平成10年度から導入している推進員制度を活用することで、住民の排出者意識の啓発を促す。
- ・小中学校 PTA や地区子供会等による資源集団回収制度の活用を促進するために、報償金の交付を行っている。その制度概要等を広報等により広く住民に情報提供をしていく。